

# 和歌山市屋外広告物条例・施行規則 点検者の資格要件の見直しについて

令和5年3月17日

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課



# 屋外広告物の点検者の資格要件の見直しについて

## ■背景

- ・H27 北海道札幌市での看板落下事故(女性1名重体)をきっかけに、全国的に屋外広告物(以下、広告物)の安全性の確保が求められる
- ・H28 屋外広告物条例ガイドライン(以下、国ガイドライン)の改正
  - 屋外広告士及びその他これと同等以上の知識を有する屋外広告物点検技能講習修了者(以下、点検技能講習修了者)による点検など安全対策を強化
- ・R3 和歌山県屋外広告物条例施行規則の改正
  - 令和3年10月1日に和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部改正施行、改正規定は令和6年10月1日からの施行



## 改正前の本市における広告物の安全対策の状況

- 更新許可申請時に、屋外広告士等の資格者による点検と屋外広告物自己安全点検報告書(以下、点検報告書)の提出を求めているが、点検者の資格要件に**点検技能講習修了者が含まれていない**
- 資格要件を広告物の規模に応じて区分している自治体が多い中、本市は**規模に応じた資格要件の区分を行っていない**



## 点検者の資格要件の見直し

- ①点検技能講習修了者を点検者の資格要件に追加する
- ②広告物の規模に応じた点検者の資格要件とする

# 屋外広告物の点検者の資格要件の見直しについて

\*赤字:変更箇所

## ■点検者の資格要件の見直し ①

### 和歌山市屋外広告物条例（平成8年条例第57号）の一部改正

・公布日:令和5年3月17日      ・施行日:令和5年3月17日及び令和6年10月1日

### 和歌山市屋外広告物条例施行規則(平成9年規則第26号)の一部改正

・公布日:令和5年3月17日      ・施行日:令和6年10月1日

主な改正点	改正前	改正後
添付書類	1)申請前1月(許可等の期間が1月以内のものにあつては、申請前7日)以内の状況を示すカラー写真  2)許可等の期間が3年の広告物又は掲出物件について、 (旧)屋外広告物自己安全点検報告書	1)広告物又は掲出物件の形状の全体を明らかにしたカラー写真(申請前1月(許可等の期間が1月以内のものにあつては、申請前7日)以内に撮影したもの) 2)(新)屋外広告物自己安全点検報告書 3)安全点検報告書に記載された点検箇所の現況を確認することができるカラー写真(申請前3月以内に撮影したもの) 4)点検者の資格証の写し 5)地面から広告物の上端までの高さを明らかにした図面又は写真
資格要件	・規模によらず同じ資格要件	・広告物の規模(高さ4mを基準とする)に応じた資格要件とする ・「屋外広告物点検技能講習修了者」を資格要件に追加する

# 屋外広告物の点検者の資格要件の見直しについて

## ■点検者の資格要件の見直し ②

屋外広告物の更新許可申請時に安全点検及び点検報告書の提出が必要な広告物の種類と点検者の資格要件

### 【現行】

安全点検及び点検報告書の提出が必要な広告物の種類(許可期間が1年を超える広告物のみ)

建築物を利用する広告物(壁面広告 突出し広告 つり下げ広告 屋上広告)、バスシェルター広告、独立して設置される広告物

### 安全点検を行える資格要件

屋外広告士、建築士(1級 2級 木造)、職業訓練指導員免許所持者(広告美術科 帆布製品科)、技能検定合格者「技能士」(広告美術仕上げ)、職業訓練修了者(広告美術科 帆布製品製造科)、電気工事士(第1種)、電気主任技術者(第1種 第2種 第3種)、屋外広告物講習会修了者、業務主任者の資格の認定者



### 【改正後】

安全点検及び点検報告書の提出が必要な広告物の種類(許可期間での区分は廃止)

建築物を利用する広告物(壁面広告 突出し広告 つり下げ広告 屋上広告)、バスシェルター広告、独立して設置される広告物、電柱その他の電柱の類を利用する広告物、標識を利用する広告物、街灯柱を利用する広告物、アーチ及びアーケードの支柱を利用する広告物

### 安全点検を行える資格要件

地面から広告物又は掲出物件の上端までの高さが4メートルを超える場合 → より専門的な技術資格で「構造」に関する専門知識を有する者

屋外広告士、建築士(1級 2級 木造)、職業訓練指導員免許所持者(広告美術科)、技能検定合格者「技能士」(広告美術仕上げ)、職業訓練修了者(広告美術科)、**市長が認める者「屋外広告物点検技能講習修了者」**

地面から広告物又は掲出物件の上端までの高さが4メートル以下である場合

屋外広告士、建築士(1級 2級 木造)、職業訓練指導員免許所持者(広告美術科 帆布製品科)、技能検定合格者「技能士」(広告美術仕上げ、帆布製品製造)、職業訓練修了者(広告美術科 帆布製品製造科)、電気工事士(第1種 第2種)、電気主任技術者(第1種 第2種 第3種)、屋外広告物講習会修了者、業務主任者の資格の認定者、**市長が認める者「屋外広告物点検技能講習修了者」**

※赤字は追加 ※青字は技術資格を有する者

# 屋外広告物の点検者の資格要件の見直しについて

## ■和歌山市屋外広告物条例第13条第5項第6号に規定する市長が認める者

(令和5年3月17日告示第116号)

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が行う  
**屋外広告物点検技能講習を修了した者**が指定されています。

### 屋外広告物点検技能講習

業界共通の体系としてまとめた屋外広告物の点検に関する知識を、屋外広告物の制作・施工に携わる業者に普及することを目的とした講習

#### 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会

屋外広告業界の融和・協調の下に、屋外広告業界の健全な発展と屋外広告物制度に関する知識の普及を図り、もって国土の良好な景観形成並びにわが国産業経済の繁栄に寄与する団体

#### 公益社団法人日本サイン協会

ネオンサイン等エレクトリックサインをはじめとするサイン全般に関する調査及び研究、技術の指導及び教育等を行うことにより、その安全性と機能の向上を図り、もって我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする団体

# 屋外広告物の点検者の資格要件の見直しについて

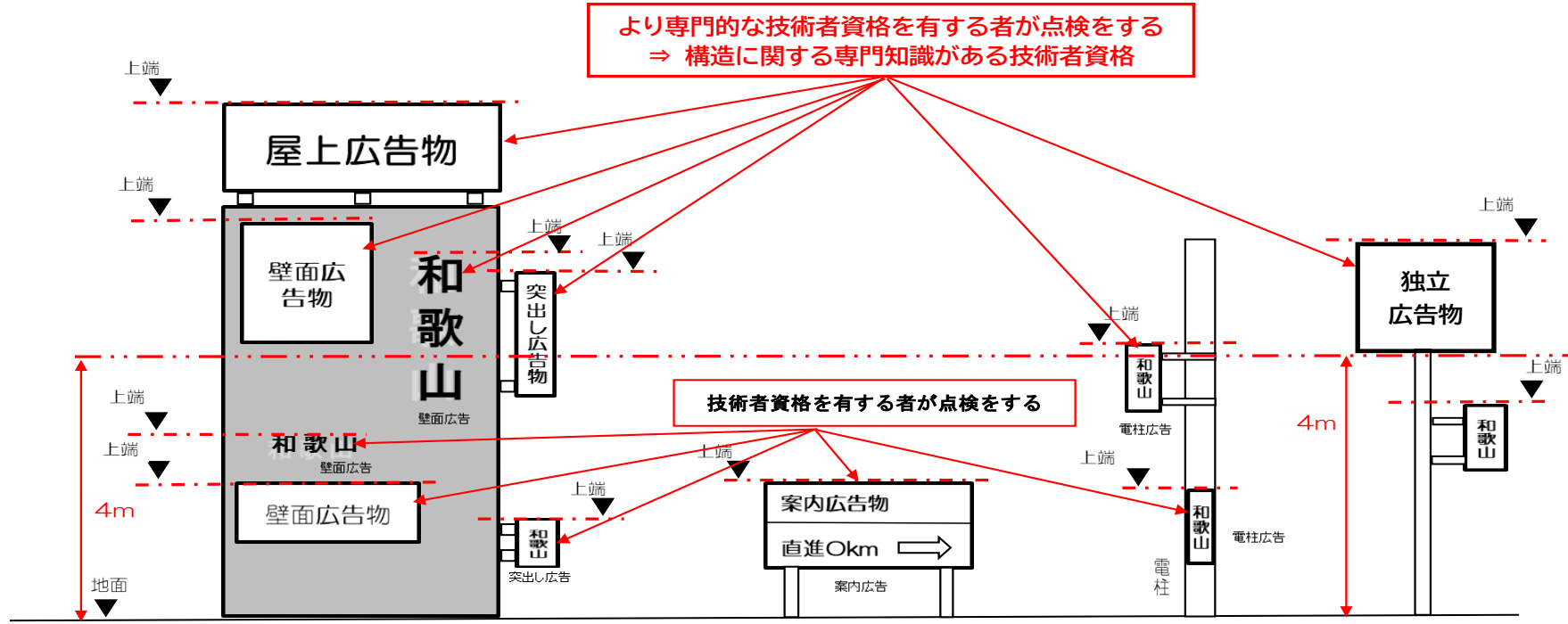
## ■規模の基準

高さが4mを超える広告物

→ 地面から広告物又は掲出物件の上端までの高さが 4m を超えるもの

\* 建築基準法の場合: 高さ4mを超える広告塔等 → 確認申請が必要、構造耐力規定が適用される

規模の基準として地面から屋外広告物又は掲出物件の上端までの高さが 4メートルを超えるものは、「建築基準法の場合でも高さ 4メートルを超える広告塔等は確認申請が必要、構造耐力規定が適用される。」ことをふまえ、高さに応じて資格要件を区分する。



# 屋外広告物の点検者の資格要件の見直しについて

## ■別記第7号様式(第9条関係)

### 現行様式(令和6年9月30日まで)

別記様式第7号(第9条関係)

屋外広告物自己安全点検報告書

年 月 日

(あて先) 和歌山市長

住 所  
届出者  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

1 広告物等の概要

種 類	
数 量	
設 置 場 所	
設 置 年 月 日	年 月 日
前 回 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号

2 広告物等の点検結果

点 検 項 目	異常の有無	改 善 の 概 要
取付け(支持)部分の変形	有・無	
主要部材の変形又は腐食	有・無	
ボルト、ビス等のさび	有・無	
表示面の汚染、変色又ははく離	有・無	
表 示 面 の 破 損	有・無	
その他必要な点検箇所 ( )	有・無	
( )	有・無	

3 広告物等の点検者

氏 名	
資 格 の 名 称	

備考 許可等の期間が1年以上の屋外広告物に係るものについて、この報告書を提出してください。

### 改正様式(令和6年10月1日から)

別記様式第7号(第9条関係)

屋外広告物自己安全点検報告書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

届出者 住所

氏名  
(電話番号 )  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

和歌山市屋外広告物条例第13条第4項の規定により、屋外広告物自己安全点検の結果を次のとおり報告します。

		整理番号	
広告物又は掲出物件の種類			
表示又は設置場所			
地面から広告物又は掲出物件の上端までの高さ		m	
設置年月日	年 月 日	点検年月日	
前回許可日	年 月 日	許可番号	
点 検 者	氏 名	(電話 )	
	住 所		
	資格名称		
点検箇所	点 検 項 目	異常の有無	改善の概要
上部基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 無	
部 支 持	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有 無	
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	有 無	
取 付 部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無	
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有 無	
広 告 板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有 無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無	
装 照 明	1 照明装置の不点灯、不発光	有 無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有 無	
そ の 他	1 裝飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品の腐食、破損	有 無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有 無	
	3 その他 表示面の汚染、退色又は塗料等の剝離 ( )	有 無	

(注) 1 広告物又は掲出物件の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引くこと。  
2 更新許可申請前3月以内に行った点検について作成すること。  
3 点検の対象となる広告物又は掲出物件が複数ある場合は、整理番号を付してそれぞれ作成すること。

『屋外広告物の安全点検に関する指針(案)』(国交省都市局公園緑地・景観課)で示されている様式案を反映